

初診料（歯科）の注１に係る基準に関する掲示

- 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底するなど、十分な院内感染防止対策を講じています
- 感染症患者に対する歯科診療に対応する体制を確保しています
- 歯科外来診療の院内感染防止対策に係る研修を４年に１回以上、定期的に受講している常勤の歯科医師を配置しています
- 当該保険医療機関の見えやすい場所に、院内感染防止対策を実施している旨の院内掲示を行っています。